十和田市分別収集計画(第10期)

令和4年5月

十和田市

1	計画策定の意義								• •	• •					•	1
2	基本的方向					٠.										1
3	計画期間															1
4	対象品目												•			1
5	各年度における容器包装 (法第8)				見込。 •	ን • •							•			1
6	容器包装廃棄物の排出の (法第8)				めの: •	方策 • •	に関 [・]	する • .	事項							2
7	分別収集するものとした! 係る分別の区分 (法第8)				種類 <i>.</i> •	及び 	当該 [:]	容器	包装	廃棄 . .	物 <i>σ</i>)収:	集に •			2
8	各年度において得られる。 包装リサイクル法第2条	分別基	準適台	う物の									容器	<u> </u>		
	(法第8			• ,	•			• •		•	_	• •	•		•	3
9	各年度において得られる。 包装リサイクル法第2条															
4.0	方法					• •	• •	•		•	•	• •	•		•	4
10	分別収集を実施する者に (法第8:				項 •								•		•	4
11	分別収集の用に供する施 (法第85				事項 •										•	5
12	その他容器包装廃棄物の	分別収	集の運	施に	関し	重要	な事	項					•			5

十和田市分別収集計画

1 計画策定の意義

昨今では経済の発展に伴い、生活が物質的に豊かになる一方で、地球温暖化や資源の枯渇化など様々な環境問題を抱えている。廃棄物の分野においても、排出量の増加に伴う環境負荷の増大や最終処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の増大などの問題が深刻化しており、こういった問題を解決するためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルや社会経済システムから脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至る過程で効率的な利用やリサイクルを推進することにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を構築することが重要である。

こうした背景から本市は、令和3年12月に第4次十和田市ごみ減量行動計画を策定し、令和5年度末までの3ヶ年の計画として、Reduce (ごみを減らす)、Reuse (再利用する)、Recycle (再資源化する)、Refuse (ごみを発生源で絶つ)の4尺を基調とし、市民・事業者・行政の三者による連携、横断的な取り組みを進めていくこととしている。

本計画はごみ減量行動計画に基づき、ごみの発生抑制を図るとともに、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の一層のリサイクル推進に向けて具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示す。また、本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の構築を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

市民・事業者・行政が一体となった容器包装廃棄物の4Rを推進し、協働により循環型社会の構築を目指すものである。

収集運搬・中間処理は、十和田地域広域事務組合で行う。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装 を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

項目	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	
容器包装廃棄物	1, 317. 4 t	1, 299. 9 t	1, 283. 7 t	1, 267. 5 t	1, 248. 6 t	

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、行政、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・市の広報や出前講座制度等を通じて、容器包装廃棄物の4Rの推進に関する普及啓発活動を積極的に推進していく。
- ・廃棄物減量等推進員と行政が協働で取り組みを進め、適切な分別とリサイクル活動を推進する。
- ・市内の各幼稚園・保育園で幼児向け資源ごみリサイクル教室や市民対象の出前講座を開催し、幼児期から大人まで、循環型社会形成に対する意識向上を図る。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別 の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別 収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、十和田地域広域事務組合が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集にかかる分別の区分			
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶			
無色のガラス製容器 主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く。)	飲料用紙パック			
主として段ボール製の容器	段ボール			
主として紙製の容器であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製 容器包装			
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル			
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容 器包装			

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量

(法第8条第2項第4号)

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの見込み量

	令和5年度		令和 (6年度	令和7年度		令和 8	8年度	令和 9 年度	
主としてスチール製 の容器	98.2 t		96.9 t		95.7 t		94 . 5 t		93.1 t	
主としてアルミ製の 容器	96.2 t		95.0 t		93.8 t		92.6 t		91.2 t	
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(台	計)	(合計)	
	136.8 t		135.0 t		133.3 t		131.6 t		129.7 t	
無色のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	136.8 t	0.0 t	135.0 t	0.0 t	133.3 t	0.0 t	131.6 t	0.0 t	129.7 t	0.0 t
	(合	高十)	(合計)		(合	計)	(合	計)	(合計)	
		189. 2 t		186.7 t	184. 4 t		182. 1 t			179.4 t
茶色のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	189. 2 t	0.0 t	186.7 t	0.0 t	184.4 t	0.0 t	182.1 t	0.0 t	179.4 t	0.0 t
		計)	(合	計)	(台	計)		計)	(合	計)
		156.4 t		154.3 t		152.4 t		150.4 t		148.2 t
その他のガラス製容 器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	156.4 t	0.0 t	154.3 t	0.0 t	152.4 t	0.0 t	150.4 t	0.0 t	148. 2 t	0.0 t
主として紙製の容器 であって飲料を充て んするためのもの(原 材料としてアルミニ ウムが利用されてい るものを除く。)		1.9 t		1.8 t		1.8 t		1.8 t		1.8 t
主として段ボール製 の容器		163.3 t		161.1 t		159.1 t		157.1 t		154.8 t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主として紙製の容器	39.4 t		38.9 t		38.4 t		37.9 t		37.4 t	
包装であって上記以 外のもの	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	39.4 t	0.0 t	38.9 t	0.0 t	38.4 t	0.0 t	37.9 t	0.0 t	37 . 4 t	0.0 t
主としてポリエチレ	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
ンテレフタレート (PET)製の容器で		128.5 t		126.8 t		125.2 t		123.7 t		121.8 t
あって飲料又はしょ うゆその他主務大臣	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
が定める商品を充て んするためのもの	128.5 t	0.0 t	126.8 t	0.0 t	125.2 t	0.0 t	123.7 t	0.0 t	121.8 t	0.0 t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主としてプラスチッ		178.1 t		175.7 t		173.6 t		171.4 t		168.8 t
ク製の容器包装で あって上記以外のも	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
o ا	178.1 t	0.0 t	175.7 t	0.0 t	173.6 t	0.0 t	171.4 t	0.0 t	168.8 t	0.0 t
(うち白色トレ	(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t	
イ)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

算定に当たり、直近年度の分別基準適合物等の収集実績は令和3年度の実績量とした。

また、人口変動率は、住民基本台帳に基づく十和田市の人口(令和3年9月30日政策財政課発表)の将来推計より、次のとおり設定した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
将来推計人口	58, 329 人	57, 588 人	56,858 人	56, 124 人	55, 325 人
人口変動率	97.6 %	96.3 %	95.1 %	93.9 %	92.5 %

[※]人口変動率は将来推計人口と令和3年9月30日現在の人口で比較した率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子ども会及び町内会等の団体による資源集団回収が進んでいる缶類・びん類及び紙 類等については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるように支援する。

収集・運搬・選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る 分別の区分	収集·運搬の段階	選別・保管等 の段階	
スチール製容器	缶	委託業者による	再生業者の事業場	
アルミ製容器	Щ	指定日回収	で選別・保管	
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器	ガラスびん	委託業者による 指定日回収	組合の施設で 選別・保管	
その他のガラス製容器		AZ II K	~= <i></i>	
飲料用紙製容器	紙パック		委託再生業者	
段ボール製容器	段ボール	委託業者による 指定日回収	の事業場で	
上記以外の紙製容器包装	紙製容器包装		選別・保管	
飲料、しょうゆ等のPET製容器	ペットボトル	まご 世 老 に L 2	委託再生業者	
上記以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器 包装	委託業者による 指定日回収	の事業場で 選別・保管	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面、容器包装廃棄物の缶については、再生事業者の事業場で選別・圧縮・保管する。 また、ガラスびんについては、十和田地域広域事務組合のストックヤードで選別し、保管する。 ペットボトル・プラスチック製容器包装及び紙製容器包装は、委託再生事業者の事業場で圧縮・ 梱包保管する。

分別収集の用に供する処理方法を下表に示す。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る 分別の区分	排出方法	収集車	中間処理・ 保管施設	
スチール製容器	·缶	指定袋	パッカー車	再生事業者 の事業場で	
アルミ製容器	Щ	旧足衣	ハッカー革	選別・圧縮・保管	
無色のガラス製容器			パッカー車	手選別	
茶色のガラス製容器	ガラスびん	指定袋		3 色分別	
その他のガラス製容器				(ストックヤード) 	
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで十文	パッカー車	委託再生事業者の事業場で	
段ボール製容器	段ボール	字に縛る	平ボディ車		
上記以外の紙製容器包装	紙製容器包装	指定袋	パッカー車	選別・圧縮・保管	
飲料、しょうゆ等のPET製容器	ペットボトル			委託再生事業者	
上記以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容 器包装	指定袋	パッカー車	の事業場で 選別・圧縮・保管	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・行政と市民のパイプ役として各町内会長にごみ減量等推進員を委嘱し、地域ごとの現状を把握するとともに、分別排出の徹底と分別マナーの向上を図る。
- ・子ども会・町内会、PTAなどの団体が行う、資源集団回収事業を促進するため、奨励金の交付を行う。(令和4年度より奨励金の単価が3円から5円に増額したため、より一層の周知を図る。)
- ・小学生が行う雑紙の回収に県と連携して取り組み、分別強化の周知を図る。
- ・学識経験者、各種団体の代表者で組織した生活環境保全審議会で、一般廃棄物の減量、リサイクルの促進等、市環境行政に関する重要事項を審議する。

第10期 分別収集計画

〒 034-8615 十和田市西十二番町6-1

十和田市 民生部 まちづくり支援課

電話 0176-51-6726 FAX 0176-22-6299